

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年12月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例

霧島市工場等立地促進に関する条例（平成17年霧島市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第2号中「100分の30」を「100分の40」に改め、同条第3号中「20万円」を「30万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市工場等立地促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に立地協定を締結した事業者について適用し、同日前に立地協定を締結した事業者については、なお従前の例による。

（提案理由）

工場立地等を促進し、本市のさらなる工業の振興及び雇用の増大を図るため、工場等用地取得費補助金等の額を引き上げに関し、本条例の所要の改正をしようとするものである。